

広島県告示第六百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年九月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
山県郡安芸太田町大字下殿河内字水刳八二三番二地先から 山県郡安芸太田町大字下殿河内字水刳七五七番一地先まで	一 一 一 三 三 〇 〇	七・六〇〇 一三・〇〇〇	拡幅 一般国道一九 一号と重複 一般国道四三 四号と重複
	二 二 五 〇 〇	二 二 五 〇 〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
山県郡安芸太田町大字下殿河内字水刳七五二番九地先から	一 一 三 〇 〇	七・六〇〇 一三・〇〇〇	
	二 二 五 〇 〇	二 二 五 〇 〇	

山県郡安芸太田町大字下殿河内字水芻八二三 番二地先まで	新	一一・〇〇 一三・〇〇 〇〇	二二五・〇〇	拡幅 一般国道二八 六号と重複 一般国道四三 四号と重複
--------------------------------	---	----------------------	--------	--

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区	間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山県郡安芸太田町大字下殿河内字水芻七五二 番九地先から 山県郡安芸太田町大字下殿河内字水芻八二三 番二地先まで	旧	七・六〇 一三・〇〇 〇〇		二二五・〇〇	拡幅 一般国道二八 六号と重複 一般国道二九 一号と重複
	新	一一・〇〇 一三・〇〇 〇〇		二二五・〇〇	